瑞宝双光章を授ける（国土交通技官）　庄司　孝義
瑞宝双光章を授ける（二十三年十二月三十一日）　相園　一壽　市村市太郎　久保安弘　田中憲男　小山末雄　一郷富雄
瑞宝双光章を授ける（国土交通技官）　前川利夫　伊藤克彦　田丸幸夫
瑞宝双光章を授ける（国土交通技官）　若井隼人　仲原繁　橋本博道
瑞宝双光章を授ける（北海道警部）　阿部一人　上江義　永本喬
瑞宝双光章を授ける（北海道警部）　村上實　中嶋廉次　浮穴賢
瑞宝単光章を授ける（国土交通技官）　北村男　西村鉄
瑞宝単光章を授ける（二十八日）　加藤進　西尾英男
瑞宝双光章を授ける（二十三年十二月二十九日）　加藤進　西尾英男
瑞宝双光章を授ける（国土交通技官）　庄司孝義
瑞宝双光章を授ける（二十三年十二月三十一日）　相園一壽　市村市太郎　久保安弘　田中憲男　小山末雄　一郷富雄
瑞宝双光章を授ける（国土交通技官）　前川利夫　伊藤克彦　田丸幸夫
瑞宝双光章を授ける（国土交通技官）　若井隼人　仲原繁　橋本博道
瑞宝双光章を授ける（北海道警部）　阿部一人　上江義　永本喬
瑞宝双光章を授ける（北海道警部）　村上實　中嶋廉次　浮穴賢
瑞宝単光章を授ける（国土交通技官）　北村男　西村鉄
瑞宝単光章を授ける（二十八日）　加藤進　西尾英男
瑞宝双光章を授ける（九日）　加藤進　西尾英男
瑞宝双光章を授ける（国土交通技官）　庄司孝義
瑞宝双光章を授ける（二十三年十二月三十一日）　庄司孝義

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

一月二十七日（金）

○一般案件（抜粋）

一　二地部構造改革特別区域基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）

一　地域再生基本方針の一部変更について（決定）（内閣官房）

○国会提出案件

一　国民生活安定緊急措置法施行状況報告書（平成二十三年七月一日から同年十二月三十一日まで）について（決定）（消費者庁）

一　行政組織の新設改廃状況報告書について（決定）（総務省・内閣府本府）

一　厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告について（決定）（厚生労働・総務省）

○法律案

一　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（金融庁・財務・経済産業・厚生労働・農林水産省）

一　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（金融庁・財務省）

一　保険業法等の一部を改正する法律案（決定）（金融庁・財務省）

一　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（決定）（法務省）

一　租税特別措置法等の一部を改正する法律案（決定）（財務省）

一　現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・財務省）

一　児童手当法の一部を改正する法律案（決定）（厚生労働・財務省）

公　告

諸　事　項

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第８項の規定により、適格機関投資家として届出を行った者を次のとおり公告する。

平成24年１月31日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第10条第１項第23号ロに該当するものとして届出を行った者の名称等

ナイトヘッド・マスター・ファンド・エルピーの業務執行組合員等である

名称　ナイトヘッド・ジーピー・エルエルシー

住所　アメリカ合衆国ニューヨーク州10022、ニューヨーク、フィフス・アベニュー623、29階

２　前項以外に該当する者としての届出を行った者の名称等

⑴　名称　KS Japan Investments LP合同会社
住所　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号　東京倶楽部ビルディング11階

⑵　名称　株式会社フジ・メディア・ホールディングス
住所　東京都港区台場二丁目４番８号

⑶　名称　株式会社プラスワン・エコノミー
住所　東京都千代田区丸の内１―８―３　丸の内トラストタワー20階

⑷　名称　新日本実業株式会社
住所　東京都中央区銀座６丁目６番５号

⑸　名称　楓特定目的会社
住所　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号　東京倶楽部ビルディング11階

⑹　名称　樅特定目的会社
住所　東京都千代田区霞が関三丁目２番６号　東京倶楽部ビルディング11階

⑺　名称　エスジー　アメリカ証券会社
住所　アメリカ合衆国　ニューヨーク州10020　ニューヨーク市　アメリカ通り1221番地

⑻　名称　ノムラ・インターナショナル　ピーエルシー
住所　英国　ＥＣ４Ｒ　３ＡＢ　ロンドン　１エンジェルレーン

⑼　名称　ノムラ・インターナショナル（ホンコン）リミテッド
住所　香港　セントラル　８ファイナンスストリート　ツーインターナショナルファイナンスセンター　30／Ｆ

⑽　名称　ノムラ・セキュリティーズ・インターナショナル　インク
住所　アメリカ合衆国　10281―1198　ニューヨーク州　ニューヨーク　ビルディングＢ　２ワールドフィナンシャルセンター

⑾　名称　ナイトヘッド・キャピタル・マネジメント・エルエルシー
住所　アメリカ合衆国ニューヨーク州　10022、ニューヨーク、フィフス・アベニュー623、29階

３　届出を行った者が適格機関投資家に該当する期間　平成24年２月１日から平成26年１月31日まで

適格機関投資家に関する公告

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成５年大蔵省令第14号）第10条第６項の規定により届出のあった事項について、同条第９項に基づき次のとおり公告する。

平成24年１月31日

金融庁長官　畑中龍太郎

１　所在地の変更のあった者

⑴名称　アルファプリンシパル株式会社
変更後の所在地　東京都中央区日本橋室町三丁目４番４号

⑵名称　都留信用組合
変更後の所在地　山梨県富士吉田市下吉田２丁目19番地11号

有権者申出方

元当局所属公証人平弘行の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成24年１月31日　岡山地方法務局

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額の公告

関税暫定措置法施行令（昭和35年政令第69号）第33条の規定に基づき、平成23年４月１日から平成23年12月31日までの間における経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（平成17年条約第８号）附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額を、次のように公告する。

平成24年１月31日　財務大臣　安住　淳

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額

（平成23年４月１日から平成23年12月31日まで）

注釈番号	主な品名	合計割当金額（単位：千円）	輸入額（単位：千円）	備考
21	豚の原皮、動物のなめした皮等の一部品目	258,930	12,883	
24	パテントレザー等	2,082	0	
25	トランク、スーツケース（外面が革製、プラスチック製、紡織用繊維製以外のもの）の一部品目等	70,237	0	